

貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者の氏名		猶予整理簿
		※

- 1. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。
- 2. 税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 18 項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。

※欄は記入しないでください。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日	農地等として利用されていないことを知った年月日

(注) 「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、上記 2 に該当する場合において、貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

記載方法等

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたとき又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたときに、当該農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。

- 1 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の 1 の□にレ印を記入してください。また、法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の 2 の□にレ印を記入してください。
- 2 貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。
 - (5) 明細書中「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合において、当該貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。